まち・ひと・しごと創生推進室の概要

創生本部 資料2

１　推進室の考え方

　（１）岡谷市の地方創生に係る岡谷市総合戦略、岡谷市人口ビジョンの策定及び進行管理を着実に推進し、戦略的な施策推進を図るため、特別に編成する組織（規則第13条）として設置規定を設け、臨時の職（第11条）による職務命令の発令により事務にあたる。

　（２）推進室の場所は企画政策部内に設け、所掌事務を遂行する。

２　組織名称

**「まち・ひと・しごと創生推進室」**とする。

３　所掌事務

|  |  |
| --- | --- |
| 所掌事務 | 細目 |
| １　岡谷市総合戦略の策定及び進行管理に関すること。 | 1 総合調整及び進行管理に関すること。  2 まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案に関すること。  3 総合戦略の実施状況の総合的な検証に関すること。  4 その他総合戦略全般に関すること。 |
| ２　岡谷市人口ビジョンの策定に関すること。 | 1 人口の現状分析に関すること。  2 人口の将来展望に関すること。  3 その他人口ビジョン全般に関すること。 |

４　組織の構成

　　企画政策部内に設け、推進室長（企画課長兼務）のほか、関係部署職員により構成する。

　　室長　１名

　　室員　１０名程度（関係部署職員により構成）

５　設置時期

　　平成２７年４月１日